

印 紙

| | | | |
|---|--|---|--|
| 検 | | 係 | |
| 印 | | 印 | |

年 月 日

- 秋田銀行
- 北都銀行
- 秋田信用金庫
- 秋田なまはげ農業協同組合 御中
- 東北労働金庫
- 秋田県信用組合

念 書
(支払委任特約書)

委任者 (甲) 住 所

(申込本人) 氏 名

| | |
|-----|-------|
| 実 印 | 口座使用印 |
| | |

受任者 (乙) 住 所

(施工業者) 氏 名

| |
|-----|
| 使用印 |
| |

甲は今般、秋田市水洗便所改造資金融資制度の基づき貴行（金庫・組合）から融資を受けるにつき、別に差し入れた金銭消費貸借契約証書の各項のほか下記のことを確約します。

記

1 借入金の支払委任

借入金は、甲名義の□普通預金（総合）・□当座勘定口座（番号 ）に入金のうえ、同日中に上記預金口座から引落とし、金 円を甲に代わって甲が指定する乙にお支払いください。

なお、支払い方法は乙の取引金融機関（ 銀行（金庫・組合） 本・支店）

□普通預金 □当座勘定口座（番号 ）に振込してください。

2 振込手数料の支払同意

前期1の振込に際し振込手数料が発生した場合は、工事代金等とともに甲名義の口座より引落としされることに同意します。

3 免 責

(1) 甲は、前期1による預金の引落としについて、普通預金約款または当座勘定約定書に規定する方法にかかわらず貴行（金庫・組合）所定の方法で処理されても異議ありません。

なお、これについて後日事故が生じましても、一切甲がこの責を負い貴行（金庫・組合）に対しては決してご迷惑をおかけしません。

(2) 乙は、前期1による工事代金受領のうえは、後日事故が生じましても甲と協議し、問題解決に努め貴行（金庫・組合）に対してはご迷惑をおかけしません。